

令和8年2月20日

介護保険運営協議会 計画策定検討部会 報告

1. 部会開催日

令和7年11月13日(木)・令和8年1月16日(金) 全2回

2. 部会委員等

8名 (部会長) 新田委員

市野委員、笠井委員、加藤委員、白瀬委員、瀬戸委員、林委員、山路委員

※ 運営協議会での部会設置承認後、会長・副会長と協議の上で事務局より個別に依頼し、承諾いただいた委員

(事務局：健康福祉部長 大川、地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 葛原、
高齢者支援課長 赤尾、地域包括ケア推進担当課長 小山、
高齢者支援課課長補佐(地域包括支援センター係長) 飛田、
高齢者支援課課長補佐(地域包括支援センター主査) 稲木、
介護保険係長 豊島、介護保険係主査 日笠山

3. 部会での審議事項

(1) 背景・趣旨

- 次期地域包括ケア計画(第10期介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画・第1次認知症施策推進基本計画)については、関連する調査実施等を皮切りに策定作業に入っていく段階
- 次期計画の体系、重点項目等の骨組みを議論するための部会として設置。

(2) 審議事項

- 計画の構成案(全体の目次)及び体系案(基本理念、目標、各事業の紐づけ、指標等)について検討。
- 検討を通じて、次期計画における重点目標や、現行の計画・事業などの不足点・さらに充実が求められる点、調査や統計資料の分析・確認の視点などを明らかにする(その示唆を得る)。

4. 内容報告

(1) 次期地域包括ケア計画の構成案

- 資料20のとおり
- 部会での主な議論や意見は以下のとおり
 - 章立ての変更意図について
 - ☆ 事務局より「基本理念は引き続き保持するものとし、これに対応する形で基本目標(I～V)を設定することとした。これにより、計画の目指すものがなにか、そのために何をするかというストーリーが見えやすくなり、市民理解にもつながるほか、行政においてもよりしっかりとした目的意識を持った業務執行につながれるとの効果を狙った。」との説明があり、概ね適切なものと判断。
 - 4つの理念について

- ◇ 現行計画を受け継ぐもので、引き続き大切な要素が盛り込まれていることから、現時点では、大きな方向性として変更なしと整理。
- 「地域共生社会」の位置づけについて
 - ◇ 現行計画では、国の指針において大きく位置付けられていたこと等も踏まえ、章立てして記載を行っていたところ。
 - ◇ 他方、改めて検討すれば、地域共生社会は地域包括ケアシステムの深化の先にあるものと整理できるので、現行計画のように章立てして他の項目に並列させるのはそぐわない部分がある。当市における計画の「4つの理念」は個別の生活に着目した表現になっており、同様に「地域共生社会」の語を並べるにはそぐわない。また、地域共生社会の概念は、地域包括ケアの概念から派生・拡大されたものではあるが、幅広い要素を含むものであり、高齢者支援や介護保険の分野計画を主とする本計画のみでは扱えない部分もある。
 - ◇ 以上の議論を踏まえ、次期計画における「地域共生社会」の位置づけは、計画の理念や大目標などに大きく掲げることはせず、地域包括ケアの深化の文脈の中で説明に織り込む形が、妥当である。
あわせて、本計画と、上位計画の総合基本計画（理念「人間を大切にする～ソーシャルインクルージョンの理念に基づく市政の推進～」）や、地域福祉計画（理念「だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる」）、その他の計画・制度等との関係性を示すこととし、本計画のみならず他分野の計画等も併せて一体的に「地域共生社会」を目指すとの方向性がみえるようにしていくべき。
- 今後、本案を基本としつつ、運協本体での議論や今後の計画策定の進捗に応じて、調整していく。

（２）重点施策等

- 部会員より、以下のとおり、重点施策案が提案された
 - 戸別調査を起点にした一体的支援の提供体制の構築
 - 介護予防・健康づくり(引き続き大切)
 - ◇ 「まちづくり」分野との連携強化の視点も含む(例:歩きやすい道路、でかけやすい駐車場の仕組み→外出機会の増加→フレイル予防)。ハード整備においても、生活実態に即した視点が必要。
 - ◇ 居場所づくりについては引き続き重要。市内には多くの「居場所」があるが、知られていないことや、出来上がった輪に入りにくい点が課題となっている。
 - 生活支援(生活を支える)
 - ◇ 特に、要支援者の年齢層が上がっていくことに伴い、ご本人を取り巻く状況も変わる(老々介護、独居、認知症など)なかで、必要な支援を検討する必要があることに留意
 - ◇ より短期間での担い手養成と、報酬増を含む市民が参画しやすい仕組み(地域支援事業の予算枠の活用を含む)
 - 介護人材不足の対策(ヘルパー、ケアマネ)

- 制度の持続性
- 施策・事業周知のツールの必要性
- 身寄りのない高齢者への支援
 - ◇ 成年後見、権利擁護の減免制度拡充、使い勝手の向上。
 - ◇ 市民後見人の育成強化や法人後見の強化など。
 - ◇ 終末期だけでなく、入退院、保証人、同意など日常の局面で深刻化している現状を踏まえ、「終身サポート事業」などの検討も重要。ただし、民間事業者には悪質なところも多いため、その排除の方法や、行政・社協・NPO・市民などの役割分担の整理が必要。
- 全体を通じ、地域包括ケア計画の射程（範囲、権能）の整理が必要との意見。
例えば、権利擁護や死後事務の課題は、別途事業化が必要な規模であり、高齢者支援の範囲を超える部分もあることから、計画上は必要性の言及程度が適切ではないかとの意見。
- 今後、ご意見を踏まえ、上述の重点施策案を基に、地域包括ケアの射程（範囲、権能）におさまるものについて計画に記載していく。

（３）体系案

- 事務局より資料 21 のとおり提案。ただし、部会では一読したものの、本格的な議論はできず。
- 今後、その他の議論・意見を参考に、さらに事務局にて練っていく。

（４）その他

（ア）介護人材推計について

- ◇ 現行計画策定時には推計を行っておらず、次期計画策定に向けても予定をしていないが、施策検討において重要と考えられるので実施を検討してほしいとの意見が出された。
- ◇ 意見を踏まえ、事務局で手元のデータのみを活用した粗々の仮試算を行い、これに基づき部会にて議論。
- ◇ 試算上、介護人材の需要推計は、人口推計等に基づくもので一定の妥当性が見いだせる。他方、供給推計は、ファクターが多すぎて、どのように推計しても、信頼性の置けないものになってしまうとの限界がある。また、派遣職員の利用などはデータ上取り込めない。そのため、需要数－供給数で計算される「不足人員数」も、現場での実感と離れた数字になってしまう。
- ◇ 上述の限界は理解したうえで、運協での議論に供し、施策立案の議論につなげていくことが必要である。よって、事務局に本格的に介護人材推計を実施するよう要望する。
- ◇ 計画書にデータを掲載するべきかどうかは、別途判断とする。

（イ）計画手法としての事例分析について

- ◇ 次期計画に向けては、統計や調査データから施策立案につなげる形が想定されているが、事例分析をもとに施策立案する手法も併用する必要があるとの意見。
- ◇ 意見を踏まえ、事務局で一定のフォーマットを準備し、これをもって３事例程度をめぐりに分析を行うこと、その結果は第２章に盛り込むこととの方向で整理した。

(5) 今後の部会の開催について

- 計画構成案の概要の議論、重点目標に関する議論は一定程度進められたところ。
- 今後は、国の発出する「第10期計画に関する基本的考え方」（3月ごろの見込み）なども参照しつつ、各種統計、調査結果のとりまとめ等を実施し、運協にも提示・確認いただく予定。
- それらを参照しつつ、さらに深掘すべきテーマなどについて、必要に応じて本部会を開催する。